

贈与課税の留意事項

(公益法人等に係る贈与)

今回は公益法人等が贈与を受けた場合の贈与等の課税関係、課税されないための要件やその判定の時期等について概説する。

(ポイント)

- 公益法人等が贈与を受け、一定の要件を満たすときは、その公益法人等を個人とみなして相続税または贈与税が課税されることがある
- 上記の要件を満たさないための要件、及びその判定の時期についての規定に留意が必要

1.公益法人に対する贈与

公益法人等が贈与を受けた場合において、次の要件を満たすときは、その公益法人等を個人とみなして、贈与税または相続税が課される(相続税法66条1項、4項)。

- (1) その公益法人等に対して財産の贈与または遺贈があったこと、またはその公益法人等を設立するために財産の提供があったこと
- (2) 上記(1)の贈与または遺贈により、贈与等をした者またはこれらの者と特別関係がある者の相続税または贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められること

2.不当に減少すると認められないための要件

相続税または贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないものは、次のとおり規定されている(相続税法施行令33条3項)。

- (1) 運営組織が適正であり、役員等の親族割合が3分の1以下である。
- (2) 贈与等をした者に対して特別の利益供与(次頁参照)がない。
- (3) 解散時の残余財産は国・地方公共団体等に帰属させること。
- (4) 法令違反、公益等に反する事実がない。

3.判定の時期

相続税または贈与税の負担が不当に減少する結果となるか否かの判定は次のとおり。

- 贈与時の時を基準として、その後に生じた事実関係を勘案
- 贈与等により財産を取得した法人が、財産を取得した時には、上記の要件(相続税法施行令33条3項)を満たしていない場合においても、当該財産に係る贈与税の申告期限等までに、その要件を満たすこととなったときは、その贈与等については当該規定が適用されない。

(裏面に続く)



朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

贈与課税の留意事項

【特別の利益供与】

特別の利益供与がある場合とは、具体的には、たとえば、次の(1)または(2)に該当する場合とされている(相続税関係 個別通達 贈与税の非課税財産16項)。

- (1) 贈与等を受けた法人の定款、寄附行為若しくは規則又は贈与契約書等において、贈与等をした者に対して、当該法人の財産を無償で利用させ、又は与えるなどの特別の利益を与える旨の記載がある場合
- (2) 贈与等を受けた法人が、贈与等をした者等又はその親族その他特殊の関係がある者に対して、次に掲げるいずれかの行為をし、又は行為をすると認められる場合
 - ①当該法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。
 - ②当該法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。
 - ③当該法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。
 - ④当該法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。
 - ⑤これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。
 - ⑥これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。
 - ⑦これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。
 - ⑧これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け(当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。)をすること。
 - ⑨契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。
 - ⑩事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

<「公益法人会計基準に関する実務指針」の改正>

日本公認会計士協会は平成28年12月22日、「公益法人会計基準に関する実務指針」(非営利法人委員会実務指針第38号)の改正を公表した。これは、内閣府公益認定等委員会の下に設置された公益法人の会計に関する研究会での検討を受けてのものであり、Q&A方式により記載されている。今回の改正の主な内容としては、公益法人における①「過年度遡及会計基準」の適用についての取扱い、②「金融商品会計基準」における時価の開示について、③資産除去債務の会計処理上の留意点、④賃貸等不動産の時価等の開示についての留意点等であり、これらの論点について関連する公益法人はそれほど多くないと想定される。しかし、上場会社等に求められているこれらの会計基準について、公益法人における取扱いが言及されていることから、公益法人会計の分野においても適切な実態開示の観点から状況が変化している。当実務指針の適用の有無を今一度確認するとともに、今後の動きについても注視が必要となる。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。